平成２３年（フ）第１３３号
埼玉県所沢市東住吉６番３―109号　リエス所沢駅南
債務者　得平　廣子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４号
北海道網走市桂町５丁目170番地の13ハーフハイツＡ―５
債務者　原　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山形県酒田市旭新町６番５号　キャッスルアサヒＥ号、前住所山形県酒田市若宮町２丁目17番１号
債務者　佐藤　映子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１７６号
埼玉県川越市大字下広谷306番地３　コーポ大塚103号室
債務者　中村　リカ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７８号
愛知県小牧市大字三ツ渕2350番地41
債務者　近藤　千恵
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９４号
岡山県都窪郡早島町矢尾267番地
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４３８号
千葉市緑区おゆみ野３丁目３番地１　千代ビル604号
破産者　椎名　　清
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５４号
千葉県市川市東国分２丁目３番７号
破産者　土田運輸有限会社
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１８年（フ）第７８２号
長崎県佐世保市下京町10番５号
破産者　黒川商事株式会社
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１９４号
長崎県佐世保市本島町１番15号
破産者　株式会社オガタ
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
長崎県佐世保市鹿町町大屋714番地の３、旧住所長崎県北松浦郡鹿町町大屋免714番地の３
破産者　速水真珠有限会社
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
山形県酒田市成興野字須郷１番８
破産者　株式会社松山温泉観音湯
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１２８号
新潟県三条市井栗２丁目12番12号
破産者　峯森　竹夫
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３２６号
福井県鯖江市東鯖江２丁目９番32号
破産者　株式会社ジェーティーエス
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
パナマ共和国　パナマ　マーベラ　アクイリーノ　デ　ラ　ガーディア　ストリート　バンコ　ジェネラル　ビルディング　15階
破産者　ＳＮ　ＮＡＶＩＧＡＴＩＯＮ　Ｓ.Ａ.
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９号
北海道斜里郡清里町羽衣町27番地
破産者　亡辻敏夫相続財産
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１６７５号
東京都町田市三輪町1714番地
破産者　太田　智美
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産終結

平成１４年（フ）第１７０号
秋田市山王沼田町10番27号
破産者　株式会社栗原組
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１５年（フ）第４２９号
鳥取市叶430番地２
破産者　藤原建設株式会社
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
鳥取地方裁判所民事部